

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 10 月 2 日

長野地方法務局 登記官 森 謙
記

1 手続番号

第 1000-2025-0105 号

第 1000-2025-0106 号

第 1000-2025-0107 号

第 1000-2025-0108 号

第 1000-2025-0109 号

第 1000-2025-0111 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

長野市大字大豆島字外新田 6703 番

長野市大字大豆島字外新田 6717 番

長野市大字大豆島字外新田 6778 番

長野市大字大豆島字外新田 6891 番

長野市大字大豆島字外新田 6898 番

長野市大字大豆島字外新田 7105 番へ